

公益社団法人岩手県柔道整復師会

支部設置に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岩手県柔道整復師会（以下「本会」という。）定款第30条に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(支部)

第2条 本会定款第30条に定める支部は、別表のとおりとする。

2 正会員は、開設者にあつては開設した施術所、勤務者にあつては勤務する施術所の所在する区域を管轄とする支部に所属するものとする。

3 賛助会員は、勤務する施術所の所在する区域を管轄とする支部に所属するものとする。

(改廃)

第3条 この規程は、理事会の決議をもって改廃することができる。

附則

1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

支部名	区 域
県北支部	二戸市・久慈市・二戸郡・九戸郡
盛岡支部	盛岡市・八幡平市・岩手郡・紫波郡
花北支部	花巻市・北上市・和賀郡
県南支部	一関市・奥州市・胆沢郡・西磐井郡
沿岸支部	大船渡市・陸前高田市・宮古市・遠野市・釜石市・上閉伊郡・気仙郡・下閉伊郡